

ハッピープラン 《ほっと》

(暖房シーズン期間割引：選択約款)

平成 29 年 12 月 1 日

伊奈都市ガス株式会社

目次

1. 用語の定義.....	2
2. 適用条件.....	2
3. 契約の成立.....	2
4. 契約の期間.....	2
5. 違約金.....	2
6. 料金.....	2
7. その他.....	2
附則	
1. 約款の実施期日.....	3
別表	
別表第1.....	3

ハッピープラン《ほっと》

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「主契約」とは、この選択約款の対象となる別表第1に規定する約款に基づくガス使用契約をいいます。
- (2)「暖房シーズン期間」とは、11月～3月をいいます。
- (3)「その他期間」とは、4月～10月をいいます。
- (4)その他の用語については、主契約のとおりといたします。

2. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1)主契約として当社の認める契約（別表1）に基づく契約を締結すること。
- (2)暖房シーズン期間の平均ガス使用量実績が70m³/月以上であること、または、当社が想定した平均ガス使用量が70m³/月以上となること。

3. 契約の成立

この選択約款は、お客さまの申込を当社が承諾したときに成立いたします。

4. 契約の期間

この選択約款の契約期間は、1年（供給開始月を含めた12ヶ月）といたします。ただし、契約期間が満了する15日前までにお客さままたは当社から解約の申し出がないときは、同条件にて自動的に更新されます。

5. 違約金

お客さまの申し出により供給開始月から起算して12ヶ月未満の期間内に解約となる場合、解約事務手数料として、2,000円をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

- (1)転居により契約する場合で転居先でも当社ガスを購入いただく場合、または当社供給のガスを転居先で受けとることができない場合
- (2)建替により解約する場合で、建替後も当社ガスを購入いただく場合

6. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。

- (1)この選択約款に適用する基本料金は、別表第1に規定する約款によります。
- (1)この選択約款に適用する1立法メートル当たりの料金は、別表第1に規定する約款によって算定された調整単位料金から、以下の割引率を差し引いたものといたします。

暖房シーズン期間	8 %
その他期間	0 %

7. その他

その他の事項については、別表1の約款を適用いたします。

附則

1. 実勢の期日

この選択約款は平成29年12月1日から実施いたします。

別表

別表第1

主契約として当社が認める約款は、次のとおりといたします。

- ・ガス暖房契約